

(事務連絡)
令和4年11月1日

各位

沼田市役所健康福祉部介護高齢課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その7）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

標記の件につきまして、本市では「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その6）」（令和3年3月19日事務連絡）により、認定調査が困難な場合においては、被保険者からの申し出により認定の有効期間を延長する臨時的な取扱いを行っております。

このたび、令和4年10月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡において、通常の見直しに基づき更新認定を実施していく方針が示されました。本市においても、認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案し、適切に認定を行うことが重要と考えます。また、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態が懸念されます。

つきましては、今後の取扱いを下記のとおりといたしますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国の取扱い方針の変更や新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、必要に応じて変更する場合がありますので、ご承知おきください。

記

臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとします。令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施いたします。

認定調査にあたっては、十分な感染対策を講じますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

担当
沼田市健康福祉部介護高齢課
介護保険係 関谷・筒井
電話：0278(23)2111 内線 3146